

# 申込書

ブラッシュアップ・ジャパン株式会社 御中

弊社は、ブラッシュアップ・ジャパン人材紹介サービス利用規約を承諾のうえ申し込みます。

西暦 年 月 日

申込企業名		印
所在地	TEL FAX	
ご責任者		
ご担当者		

	採用企画	金額	請求日	支払日
<input type="checkbox"/>	社会人経験3年未満 (第二新卒、既卒、新卒)	1名採用決定につき: 850,000円	採用決定時にお支払い	
<input type="checkbox"/>	社会人経験3年以上	1名採用決定につき: 理論年収の30%	採用決定時にお支払い	
<input type="checkbox"/>	インターンシップ採用企画	預り金(採用決定時に充当): 850,000円	/	/

※金額は税抜きで、ご請求時に別途消費税が加算されます。

【付記事項】



弊社担当: \_\_\_\_\_ 印

ブラッシュアップ・ジャパン株式会社  
職業紹介事業許可番号13-ユ-080389  
本社: 東京都千代田区四番町2番地12  
四番町THビル地下1階  
全国共通フリーダイヤル: 0120-04-1134



## ◆ ブラッシュアップ・ジャパン人材紹介サービス利用規約

ブラッシュアップ・ジャパン株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本規約を定め、本規約を遵守することを承諾して利用契約を締結していただいた申込企業に対し、人材紹介サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 【第1条】目的

利用申込みをしようとする企業（以下「申込企業」といいます。）は、弊社に対し、申込企業の必要とする人材の紹介を依頼し、弊社はこの依頼に応じた必要な人材を紹介いたします。

### 【第2条】契約の成立

本サービスの利用契約は、申込企業が本規約を遵守することを承諾のうえ、申込書を弊社に提出することにより成立するものとします。

### 【第3条】人材の紹介

- ①申込企業は、紹介を依頼する人材に係る労働条件及び職務条件（以下「求人条件」といいます。）を弊社に書面で明示するものとします。
- ②弊社は、前項の求人条件に適合する人材を紹介するように努めるものとします。ただし、弊社は、求職者の資質、経歴、技能等について保証するものではありません。
- ③申込企業は、弊社が前項により紹介した人材について、自ら選考のうえ、適当と認められた場合には、あらかじめ弊社に示した労働条件等に基づき採用を決定するものとします。なお、採用選考に当たり、申込企業は、弊社を通じてのみ求職者と連絡をとり、または照会するものとします。

### 【第4条】機密情報、個人情報の取り扱い

- ①業務遂行にあたり、弊社が取材等で知りえた申込企業の機密情報については求職者への採用情報提供以外には利用しないものとします。
- ②弊社と申込企業は、相手方が秘密であることを明示した情報を保持し、第三者に漏えいしてはならず、本サービスの目的以外には利用しないものとします。ただし、次の各号に定めるものは除きます。
  1. 相手方から開示を受けた時点ですでに取得していた情報。
  2. 相手方から開示を受けた時点で公知であった情報。
  3. 相手方から開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報。
  4. 正当な権限を有する第三者からサービス利用規約と無関係に取得した情報。
  5. 相手方から同意を得た情報。
- ③申込企業は、弊社から紹介する求職者の個人情報については、外部に流出することがないように慎重に取り扱うものとします。
- ④申込企業の過失において求職者の個人情報が流出した場合、弊社は一切の責を負わないものとします。

### 【第5条】紹介手数料の支払い

- ①弊社より紹介する求職者を申込企業において採用を決定し、かつ求職者が入社意思を示した時点で採用決定とします。
- ②申込企業は人材紹介の手数料として、採用が決定した時、お申しいただいたサービスに該当する紹介手数料を支払うものとします。
- ③社会人経験認定の基準は、契約社員など有期雇用労働および派遣労働は含み、パートタイム労働・アルバイトなどの短時間労働は含みません。
- ④採用決定者が社会人経験3年以上である場合の紹介手数料は、採用決定者の理論年収の30%とします。但し、紹介手数料の下限金額は110万円とします。
- ⑤理論年収とは、労働条件通知書に記載された月次給与・交通費以外の諸手当を合計した月額総支給額の12ヶ月分および、理論上の通年賞与を合計した金額とします。
- ⑥申込企業は内定通知時に、内定者および弊社に対し、理論年収を記載する労働条件通知書を遅滞なく提出するものとします。
- ⑦採用決定者が、自己都合により入社を辞退した場合は紹介手数料をお支払いいただく必要はありません。
- ⑧会社都合による採用取り消しの場合は、所定の紹介手数料をお支払いいただきます。
- ⑨採用が決定した際の紹介手数料は、採用を決定した翌月の月末までに弊社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は申込企業の負担とします。
- ⑩弊社への事前の了承なく支払の遅延する紹介手数料については、遅延損害金として年14.6%の利息が発生するものとします。

### 【第6条】インターンシップ採用企画

- ①インターンシップ採用企画の利用を申し込む際は、申込企業は弊社に紹介手数料1名分にあたる85万円を着手金として支払うものとします。
- ②前項の着手金は、採用決定時に紹介手数料一名分として充当するものとします。
- ③インターンシップ採用企画のお預り金と、採用決定者の紹介手数料に差額が生じた場合は差額分についてご請求させていただきます。
- ④インターンシップ採用企画による二名目以降の紹介手数料は、採用決定時にその都度支払うものとします。
- ⑤インターンシップ採用企画を申し込んだ後、6か月以内に弊社の紹介する求職者の採用実績がなく、申込企業から着手金返還の請求があった場合は、弊社は申込企業に着手金を全額返還するものとします。
- ⑥前項の着手金の返還は、返還請求のあった翌月の末日までに、申込企業の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は弊社が負担します。
- ⑦インターンシップ期間中の賃金については、申込企業所定の賃金（アルバイト料）を、申込企業より直接求職者にお支払いいただきます。
- ⑧インターンシップ期間中の雇用管理は申込企業において行い、業務上のトラブルによる損害について弊社は一切の責を負いません。

### 【第7条】紹介手数料の返還

- ①採用決定者が入社後自己都合により退社した場合は、在職期間に応じ紹介手数料を返還するものとします。
  1. 入社後一ヶ月未満の自己都合による退社：紹介手数料の50%を返還。
  2. 入社後一ヶ月以上～三ヶ月未満の自己都合による退社：紹介手数料の20%を返還。
- ②インターンシップ採用企画を通じて採用決定した採用決定者が退職となった場合は、在職期間にインターンシップ期間も含めるものとします。
- ③紹介手数料の一部返還については、返還規定が適用される退職を確認した翌月の月末までに申込企業が指定する銀行口座へ弊社が振り込むものとします。なお、振込手数料は弊社が負担します。
- ④弊社は申込企業に対し、いかなる場合も、上記規定を上回る返還の義務はないものとします。
- ⑤会社の退職勧奨、入社前に提示した労働条件と入社後の実態との相違、申込企業の労働関係法令違反などの理由により、採用決定者が非自発的に退職した場合は、自己都合による退職に該当しないものとします。
- ⑥弊社が返還規定の適用を決定するうえにおいて調査が必要な場合は、調査が終了するまで返還を保留することができるものとします。

### 【第8条】再雇用の原則的禁止

- ①申込企業が、返金規定の適用を受けた当該求職者を退職後3年以内に雇い入れた場合は、返還した紹介手数料をお支払いいただきます。

### 【第9条】損害賠償等

- ①申込企業は、以下の各号に違反した場合には、紹介手数料の3倍の違約金を直ちに弊社に対してお支払いいただきます。
  1. 弊社から紹介を受けた求職者を、応募ルート（自社ホームページ、人材紹介会社経由、ハローワーク等）の如何を問わず、紹介後1年以内に弊社に無断で採用（正社員をはじめ、契約社員、アルバイト社員、嘱託社員などの非正規雇用を含みます。）した場合。
  2. 弊社から紹介を受けた求職者を、派遣元の如何を問わず、派遣社員として就労させた場合。
  3. 弊社から紹介を受けた求職者との間で、業務委託契約、請負契約、委任契約、SES契約など、契約形態の如何を問わず、申込企業の業務を委託した場合。
  4. インターンシップ期間を弊社の了解を得ずに無断で延長した場合。
  5. 虚偽の退職事由を弊社に申告し、不正の利益を得たとき又は得ようとした場合（不正に債務を免れたとき又は免れようとした場合も含みます。）
- ②前項に掲げる場合のほか、申込企業が本規約に違反し、弊社に損害が発生した場合、申込企業は直ちに損害のすべてを賠償するものとします。

### 【第10条】有効期限

本サービスの利用契約の有効期間は1年間とし、期間満了30日以前に双方いずれからも解約の申し出がない場合は自動的に延長するものとし、以後も同様とします。

### 【第11条】協議

本規約または申込書に定めのない事項または解釈について疑義が生じた場合は、双方誠実に協議のうえ決定するものとします。

### 【第12条】合意管轄裁判所

本サービスの利用契約に関する一切の紛争は、訴訟に応じ、弊社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属合意管轄裁判所とします。